



大津市公報

平成30年3月26日
号外(第12号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	条 例
19 大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例.....	1
20 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	16
21 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	16
22 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	29
23 大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	30
24 大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	30
25 大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	31
26 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	32
27 大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	34
28 大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	35
29 大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	36
30 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	37
31 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	42
32 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	43
33 大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	46
34 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	47
35 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	52

条 例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を公布する。
平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第19号

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条 - 第3条)

第2章 人員に関する基準(第4条)

第3章 施設及び設備に関する基準(第5条・第6条)

第4章 運営に関する基準(第7条 - 第42条)

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針(第43条・第44条)

第2節 施設及び設備に関する基準(第45条)

第3節 運営に関する基準(第46条 - 第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有するもの、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

型療養床 療養床のうち、型療養床以外のものをいう。

(基本方針)

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有したものとするとともに、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

5 介護医療院を運営する法人の役員及び介護医療院の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であってはならない。

6 介護医療院は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 法に定めるもののほか、介護医療院に置かなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

薬剤師 常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、介護医療院の入所者のうち 型療養床の利用者(第3号において「型入所者」という。)の数を150で除して得た数に、介護医療院の入所者のうち 型療養床の利用者(同号において「型入所者」という。)の数を300で除して得た数を加えて得た数以上

看護師又は准看護師(第12条第5項及び第52条第2項において「看護職員」という。)常勤換算方法で、入所者の数を6で除して得た数以上

介護職員 常勤換算方法で、型入所者の数を5で除して得た数に、型入所者の数を6で除して得た数を加えて得た数以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上

介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数

調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数

2 前項及び第5項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。)の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときには、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

5 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。)の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合であって、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除して得た数以上とすること。

介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数とすること。

第3章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第5条 法に定めるもののほか、介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

談話室

食堂

浴室

レクリエーション・ルーム

洗面所

便所

サービス・ステーション

調理室

洗濯室又は洗濯場

汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

談話室 入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、かつ、必要な設備を備えること。

洗面所及び便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物であって

は、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(7) 消防局長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

階段には、手すりを設けること。

廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条** 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

電子情報処理組織(介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録されたものを出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由なく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めるときは、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した場合において入所者から支払を受ける当該サービスに係る利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。)第14条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

理美容代

前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 第2項から第8項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
定期的に入所者に面接すること。
定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
入所者が要介護更新認定を受けた場合
入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(診療の方針)

第18条 医師の診療は、次に掲げる方針に従って行われなければならない。

診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うこと。

診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に

対し、適切な指導を行うこと。

検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。

特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。

基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、第34条第1項の協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況及び病状に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。

偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

施設の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

型療養床に係る入所定員の数及び型療養床に係る入所定員の数並びにこれらの合計数

入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

施設の利用に当たっての留意事項

非常災害対策

その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護医療院は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる

措置を講じなければならない。

当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

前 3 号に掲げるもののほか、基準省令第 33 条第 2 項第 4 号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

- 3 介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合における当該業務については、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 12、第 9 条の 13、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において、同令第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 2 の規定による検体検査」とあるのは「基準省令第 5 条第 2 項第 2 号口の検体検査」と、同令第 9 条の 9 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第 9 条の 12 中「法第 15 条の 2 の規定による第 9 条の 7 に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第 9 条の 13 中「法第 15 条の 2 の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

基準省令第 5 条第 2 項第 2 号口の検体検査の業務

医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院等）

第 34 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第 35 条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第 36 条 介護医療院の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第 37 条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第 38 条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同

号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

事故発生の防止のための委員会を定期的で開催し、及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

施設サービス計画

第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第25条に規定する市町村への通知に係る記録

第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第3条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院を運営する法人の役員及びユニット型介護医療院の管理者その他の従業者は、暴力団員であってはならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第 2 節 施設及び設備に関する基準

(施設及び構造設備)

第45条 法に定めるもののほか、ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

ユニット

浴室

サービス・ステーション

調理室

洗濯室又は洗濯場

汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設(第 1 号に掲げるユニットにあっては、療養室を除く。)の基準は、次のとおりとする。

ユニット

ア 共同生活室

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(1) 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(7) 療養室ごと又は共同生活室ごとに相当数設けること。

(1) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに相当数設けること。

浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- 3 前項第 2 号の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

ユニット型介護医療院の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(7) 消防局長又は当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第 54 条において準用する第 32 条第 1 項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(1) 第 54 条において準用する第 32 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

療養室等が 2 階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること。

療養室等が 3 階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を 2 以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第 123 条第 1 項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については医療法施行規則第 30 条、第 30 条の 4、第 30 条の 13、第 30 条の 14、第 30 条の 16、第 30 条の 17、第 30 条の 18(第 1 項第 4 号から第 6 号までを除く。)、第 30 条の 19、第 30 条の 20 第 2 項、第 30 条の 21、第 30 条の 22、第 30 条の 23 第 1 項、第 30 条の 25、第 30 条の 26 第 3 項から第

5 項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

階段には、手すりを設けること。

廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した場合において入居者から支払を受ける当該サービスに係る利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型介護医療院は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

理美容代

前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、入居者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会

を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

施設の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

型療養床に係る入居定員の数及び型療養床に係る入居定員の数並びにこれらの合計数

ユニットの数及びユニットごとの入居定員

入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

施設の利用に当たっての留意事項

非常災害対策

その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第54条において準用する第34条第1項」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第4号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、同条第5号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第33条第3項中「第5条第2項第2号口」とあるのは「第45条第2項第2号口」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、同項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、同項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床(以下「療養病床」という。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第3条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第4条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

第5条 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第6条 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第7条 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とする。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第20号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第21号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第46条 第50条)」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第45条の2 第45条の4)」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第46条 第50条)」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第96条の2 第96条の5)(第97条 第99条)」を「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第97条 第99条)」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第112条・第113条)」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第111条の2 第111条の4)」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第112条・第113条)」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第150条の2 第150条の4)」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第161条 第162条)」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第160条の2 第160条の4)」に、「第169条」を「第168条の2」に、「第13章 共同生活援助」を「第13章 就労定着支援」に、「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

第1節 基本方針(第195条の2)
 第2節 人員に関する基準(第195条の3・第195条の4)
 第3節 設備に関する基準(第195条の5)
 第4節 運営に関する基準(第195条の6 第195条の12)

第14章 自立生活援助
 第1節 基本方針(第195条の13)
 第2節 人員に関する基準(第195条の14・第195条の15)
 第3節 設備に関する基準(第195条の16)
 第4節 運営に関する基準(第195条の17 第195条の20)

第15章 共同生活援助
 第1節 基本方針(第202条の2)
 第2節 人員に関する基準(第202条の3)
 第3節 設備に関する基準(第202条の4・第202条の5)
 第4節 運営に関する基準(第202条の6)
 第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第202条の7 第202条の11)

第16章 共同生活援助
 第1節 基本方針(第202条の12)
 第2節 人員に関する基準(第202条の13)
 第3節 設備に関する基準(第202条の14・第202条の15)
 第4節 運営に関する基準(第202条の16)
 第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第202条の17 第202条の22)

第14章」を「第16章」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「、第41条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第3条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第7条第1項中「第202条の2並びに第202条の10第2項及び第4項」を「第202条の12並びに第202条の20第2項及び第4項」に改める。

第50条中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第45条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。))第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準等条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第45条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第45条の4 第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条並びに前節(第45条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第88条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第88条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第97条第1号及び第2号を次のように改める。

指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第98条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第98条第1号中「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第112条、第151条の2及び第161条の2において」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下)」を「サテライト型指定小規模多機

能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第112条、第151条の2及び第161条の2において)に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第112条、第151条の2及び第161条の2において」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第96条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第203条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第203条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第96条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。))第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準等条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準等条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第96条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。))第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。

以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓練 (機能訓練) (第150条の2に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (第160条の2に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援 (指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス (指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第150条の3及び第160条の3において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第98条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準等条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準等条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第150条の3及び第160条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。) は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第80条、第82条及

び前節(第96条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第101条第1項第2号中「又は第202条の4第1項」を「、第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第202条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第202条の2」を「、第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第202条の12」に、「)又は」を「以下この章において同じ。)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第202条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。))又は」に、「第202条の4第1項」を「第202条の14第1項」に、「をいう。)をいう」を「をいう。以下この章において同じ。)をいう」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」の次に「(第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。))」を加え、同号ア中「指定自立訓練(生活訓練)等」の次に「(第202条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。))」を加え、「の利用者の数及び」を「(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第202条の4第1項に規定する」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第202条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第202条の12」を加える。

第110条第2号中「第197条第1項に規定する」及び「第202条の4第1項に規定する」を削る。

第112条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第111条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。))第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準等条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準等条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準等条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第111条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ若しくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項若しくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であるこ

と。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第115条第4項中「専任かつ」を削る。

第121条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第122条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第143条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第150条中「第89条」を「第88条の2」に改める。

第151条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第150条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第150条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節（第150条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第153条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第160条中「第89条」を「第88条の2」に改める。

第161条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第160条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第160条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提

供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節（第160条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第169条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第168条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第173条中「第87条」の次に「、第88条、第89条」を加え、「限る」と、「」を「限る。以下この項において同じ」と、「」に改める。

第203条第1項中「（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第197条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第200条第3項中「、利用者」を「、当該利用者」に改め、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第202条の12中「第202条の12」を「第202条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第202条の22とし、第202条の8から第202条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第202条の7第1項中「第202条の9」を「第202条の19」に改め、同条を第202条の17とする。

第13章第5節第3款中第202条の6を第202条の16とし、同節第2款中第202条の5を第202条の15とし、第202条の4を第202条の14とし、同節第1款中第202条の3を第202条の13とする。

第202条の2中「前各節」を「第1節から第4節まで」に、「第202条の12」を「第202条の22」に、「第202条の4第1項」を「第202条の14第1項」に改め、同条を第202条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第202条の2 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第202条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第202条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のア

から工までに掲げる数の合計数以上

- ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第202条の5 第198条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第202条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、この場合における1つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは、30人)以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第202条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第100条に規定する指定短期入所(第101条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第202条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に從事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第202条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第202条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第202条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第199条の6まで及び第200条の3から第201条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第202条の11において準用する第200条の3」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第199条の4第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の11において準用する第56条第1項」と、同項第2号中「第61条第1項」とあるのは「第202条の11において読み替えて準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の11において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の11」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の11において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第195条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第195条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

利用者の数が60以下 1以上

利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の就労定着支援員及び第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第195条の4 第53条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第195条の5 指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第195条の6 サービス管理責任者は、第195条の12において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第195条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第195条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第195条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第195条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

通常の事業の実施地域

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第195条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

次条において準用する第21条第1項に規定するサービスの提供の記録

次条において準用する第31条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録

次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

次条において読み替えて準用する第61条第1項に規定する就労定着支援計画

(準用)

第195条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第195条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第195条の12において準用する第23条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

(基本方針)

第195条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第195条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第195条の15 第53条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第195条の16 第195条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第195条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設を経営する者又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第195条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第195条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第195条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第195条の6、第195条の10及び第195条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第195条の20において準用する第195条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

附則第4項中「第202条の6」を「第202条の16」に改める。

附則第5項及び第6項中「第200条第3項」の次に「及び第202条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第7項中「まで」の次に「及び第202条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第202条の2」を「第202条の12」に改める。

附則第4項中「第202条の4」を「第202条の14」に改める。

附則第5項中「第202条の10第4項」を「第202条の20第4項」に改める。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第22号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び保育所等訪問支援(同条第5項)」を「、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項)」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改め、「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第4章」と」を加える。

第56条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改め、「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章」と」を加える。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を、「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第6章」と」を加える。

第84条中「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第7章」と」を加える。

第87条中「する前条」との次に「、第24条第2項中「この章」とあるのは「第8章」と」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第23号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同条第11項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第13条中「には、2人」を「は2人と、市長が必要と認める場合は2人以上4人以下」に改める。

第16条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第24号

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及び」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームに」に改め、「)を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に改め、「(第40条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を削る。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

緊急時等における対応方法

第10条第4項第1号ア中「、2人」を「2人と、市長が必要と認める場合は2人以上4人以下」に改める。

第11条第6項及び第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第22条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っている際における入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第34条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

緊急時等における対応方法

第36条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第48条中「第31条第3項」とを「第31条第3項」と、第22条の2中「第11条第1項第2号」とあるのは「第45条第1項第2号」とに改める。

第52条中「第31条第3項」と、」の次に「第22条の2中「第11条第1項第2号」とあるのは「第45条第1項第2号」と、」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第25号

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第11項中「の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加え、「職員」を「従業者」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第26号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「第4条~第5条」を「第4条・第5条」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が行う国民健康保険の事務について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

「**第2章 国民健康保険運営協議会**」を「**第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会**」に改める。

第2条の見出しを「(国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「5人」を「3人」に改め、同条第4号中「3人」を「1人」に改める。

第3条を次のように改める。

(被保険者とししない者)

第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)に規定する扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第4条を削り、第4条の2を第4条とする。

第6条第1項中「法」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」に改める。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額(同項)」を「後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号)」に、「介護納付金賦課被保険者(同項)」を「介護納付金賦課被保険者(同項第3号)」に、「介護納付金賦課額(同項)」を「介護納付金賦課額(同号)」に改める。

第9条の3中「保険料」の次に「の賦課額」を加え、同条各号を次のように改める。

当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康

保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに関し、滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第13条第1項第2号中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第13条の5中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第13条の5の2各号を次のように改める。

当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、滋賀県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第13条の5の5第1項第2号中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第13条の6各号を次のように改める。

当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第13条の9第1項第2号及び第3号中「賦課期日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第18条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「580,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第23条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、当該世帯主は、これを提示しなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号から第3号までの規定の改正規定及び同条第4号の改正規定は、平成32年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第27号

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「次項において」を「以下」に改める。

第5条第2項中「)及び」を「)に)に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に)に、「)を併設する場合」を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第53条第2項」を「指定地域密着型サービス基準等条例第188条第2項」に改める。

第6条第1項第1号ア中「、2人」を「2人と、市長が必要と認める場合は2人以上4人以下」に改める。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている際における入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第29条中「以下」を「第35条において」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

緊急時等における対応方法

第45条に次の2項を加える。

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設を運営する法人の役員及びユニット型指定介護老人福祉施設の管理者その

他の従業者は、暴力団員であってはならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第48条第7項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

緊急時等における対応方法

第55条中「第41条第3項」と、「」の次に「第35条中「運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第28号

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「次項において」を「以下」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」を「法に定めるもののほか、介護老人保健施設」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「常勤換算方法」の次に「(当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)」を、「入所者の数」の次に「(前年度の平均入所者数とし、新規に許可を受ける場合は、推定による数とする。以下この項において同じ。)」を加え、同項第2号とし、同項中第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第3項中「第1項第7号」を「第1項第6号」に改め、同条第4項中「第1項第1号及び第4号から第7号まで」を「第1項第3号から第6号まで」に、「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に、「)の医師、」を「)の」に改め、同項第1号中「医師、」を削り、同項第3号を削り、同項第2号中「医師、」を削り、「第48条第1第3号」を「第48条第1項第3号」に改め、同項を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第4条第5項中「第1項第1号及び第4号から第7号まで」を「第1項第3号から第6号まで」に、「(病院又は」を「(介護医療院又は病院若しくは」に、「)の医師、」を「)の」に改め、同項第1号中「医師、」を削り、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設は」を「法に定めるもののほか、介護老人保健施設は」に、「第11号から第13号まで」を「第8号から第10号まで」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に、「第3号から第13号まで」を「次」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第29条中「以下」を「第35条において」に改める。

第44条に次の2項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設を運営する法人の役員及びユニット型介護老人保健施設の管理者その他の従業者は、暴力団員であってはならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第45条の見出しを「(施設及び構造設備)」に改め、同条第1項中「ユニット型介護老人保健施設は」を「法に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設は」に、「第6号から第8号まで」を「第4号から第6号まで」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に、「第3号から第8号まで」を「第2号から第6号まで」に改め、第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「掲げる施設」の次に「(第1号に掲げるユニットにあつては、療養室を除く。)」を加え、同項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第3項中「及び第3号に掲げる設備」を「の浴室」に改め、同条第4項中「前3項に規定するもののほか、」を削り、「設備構造」を「構造設備」に改める。

第47条第7項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第54条中「第42条第2項第2号」を「第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第42条第2項第2号」に、「読み替える」を「読み替える」に改める。

附則第2条第1項を削り、同条第2項中「みなし介護老人保健施設」の次に「(基準省令附則第4条に規定するみなし介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)」を、「に老人保健施設」の次に「(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。)」を加え、「第5条第2項第4号」を「第5条第2項第2号」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則第3条第1項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第6項」を「第4項」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該診療所の一般病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該介護老人保健施設の食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

機能訓練室と食堂を兼ねて設ける場合にあつては、食堂は必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積が3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。

1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

附則第3条第7項から第12項までを削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第29号

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第30号

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条 第47条)」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第42条の2・第42条の3) 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条 第47条)」に、「削除」を「共生型居宅サービスに関する基準(第114条 第131条)」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第182条 第188条)」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第181条の2・第181条の3) 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準(第182条 第188条)」に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「、第72条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第15条第1項中「する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準等条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第47条中「おいて、」の次に「第9条第1項中「第30条」とあるのは「第47条において準用する第30条」と、」を、「する第29条」との次に「、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第47条において準用する第25条」と」を加える。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)

の事業を行う指定居宅介護事業者(大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第7号。以下「指定障害福祉サービス等基準等条例」という。))第7条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。))第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第7条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準等条例第6条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。))及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者()とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第42条の3において準用する第30条」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条の3において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第29条」とあるのは「第42条の3において準用する第29条」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第42条の3において準用する第25条」と、第42条第2項第2号中「第20条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第20条第2項」と、同項第3号中「第27条」とあるのは「第42条の3において準用する第27条」と、同項第4号中「第38条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第38条第2項」と、同項第5号中「第40条第2項」とあるのは「第42条の3において準用する第40条第2項」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「第4節」を「前節」に改める。

第65条第5項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第81条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。))を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。))」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

通常の事業の実施地域

第107条中「(第5節を除く。))」を削る。

第113条中「第39条」を「第36条まで、第37条から第39条」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。))(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準等条例第80条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準等条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準等条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第115条において準用する第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第115条において準用する第107条に規定する運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の規定により第1項に掲げる」とあるのは「共生型通所介護を行う事業所の」と、「指定通所介護以外」とあるのは「共生型通所介護以外」と、第105条第1号中「次条第1項」とあるのは「第115条において準用する次条第1項」と、同条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項の指定通所介護」とあるのは「第115条において読み替えて準用する第102条第4項の共生型通所介護」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第147条第2項及び第3項を削る。

第148条第1項中「指定短期入所生活介護事業者が当該」を「指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。))が当該」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第155条に次の2項を加える。

- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。
- 8 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

第165条第2項中「(指定居宅介護支援等基準等条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第168条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第174条第7項中「前項の」を削る。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改め、「静養室等」との次に「、第167条第2項第2号中「第155条第5項」とあるのは「第188条において準用する第155条第5項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第188条」と」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準等条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第181条の3において準用する第164条に規定する運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。))と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第181条の3において準用する第164条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項中「次条第1項」とあるのは「第181条の3において準用する次条第1項」と、同条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「第155条第5項」とあるのは「第181条の3において準用する第155条第5項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第181条の3」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第3号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる

施設及び設備(ユニット型介護医療院(大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第19号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第194条第5項中「前項の」を削る。

第202条に次の1号を加える。

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第1項中「次のとおり」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとし、介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削る。

第215条第2号を次のように改める。

ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第218条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に、「介護職員及び看護職員」を「看護職員及び介護職員」に改める。

第226条第5項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第237条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第248条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第254条に次の2項を加える。

4 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定福祉用具貸与の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

第255条第1項第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同項に次の1号を加え、同条第2項を削る。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

第265条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に改める。

第273条第2項を削る。

第276条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「利用者」との次に「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第3条第1号中「以下」を「老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。)(以下この号において)」に改める。

附則第5条を附則第8条とし、附則第4条を附則第7条とし、附則第3条の次に次の3条を加える。

第4条 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第6条において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に

併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第5条 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第6条 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1項第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第31号

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「(次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。)」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「、第3項」を「、第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項で」を「第6項に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号中「やむを得ない」を「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得な

い」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第16条第18号の次に次の1号を加える。

の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第19号中「医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（管理者に係る経過措置）

2 平成33年3月31日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員を除く。）を大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第32号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条 第172条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第165条の3）」に改める。

第1条中「並びに第115条の14第1項」を「、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第87条第1項第2号中「理学療法士等」の次に「(第80条第1項第2号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

第88条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第7号)第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(同条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第165条の3において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第165条の3において準用する第139条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と、第145条中「第129条」とあるのは「第165条の3において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第165条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要

とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第19号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第180条に次の1号を加える。

介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第1項中「、法」を「法」に改め、「ことと」の次に「し、介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することと」を加える。

第196条第2号を次のように改める。

ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第204条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に、「介護職員及び看護職員」を「看護職員及び介護職員」に改める。

第212条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第226条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第250条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定介護予防福祉用具貸与の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

第251条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第264条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指定特定介護予防福祉用具販売の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

附則に次の3条を加える。

第3条 第204条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第5条において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数

第4条 第228条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画

作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第5条 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第33号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「、第3項」を「、第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項で」を「第6項に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「医師等」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成したときは、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第34号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の20の3) 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第4条を次のように改める。

(申請者の要件)

第4条

法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。第191条において同じ。))に限る。)に係る指定の申請の場合にあっては、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法人を除く。以下この条において同じ。))とする。ただし、次に掲げる者を除く。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(病床を有する診療所を開設している者(以下「暴力団員」という。))

その役員又は使用人(病床を有する診療所を開設している者(以下「暴力団員」という。))のうち暴力団員のあるもの

暴力団員がその事業活動を支配する者

第6条第1号中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。第47条第1項において同じ。)」を加える。

第7条第1項第2号中「(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上(基準省令第3条の4第2項の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「1年以上」という。))に改め、同条第5項中「各号に掲げる」を「各号の」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

介護医療院

第7条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第17条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上(同項の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「1年以上」という。))に改める。

第60条の20中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第60条の21中「前各節」を「第1節から第4節まで」に改める。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第7号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準等条例」という。))第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通過させる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通過させる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準等条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準等条例第80条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準等条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準等条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の20の3において準用する第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。))」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の20の3において準用する第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の規定により第1項に掲げる」とあるのは「共生型地域密着型通所介護を行う事業所の」と、「指定地域密着型通所介護以外」とあるのは「共生型地域密着型通所介護以外」と、第60条の9第3号中「次条第1項」とあるのは「第60条の20の3において準用する次条第1項」と、同条第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護」とあるのは「第60条の20の3において読み替えて準用する第60条の5第4項の共生型地域密着型通所介護」と、第60条の

19第2項第2号中「第60条の17第2項」とあるのは「第60条の20の3において準用する第60条の17第2項」と、同項第3号中「前条第2項」とあるのは「第60条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第60条の20の3」と読み替えるものとする。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「)の)」を「)の)」に改める。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。))」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第192条第8項」を加える。

第81条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加え、「第60条の17第1項」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項」に改める。

第83条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「療養病床」の次に「(以下「療養病床」という。))」を、「限る。))」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「(以下)の次に「この章において」を加える。

第84条第3項、第85条及び第104条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第109条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条第6項中「前項の)」を削り、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第129条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

介護医療院 介護支援専門員

第139条第5項中「前項の)」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第150条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第152条第3項中「この条において同じ。))及び」を「この項において同じ。))に」に、「)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(同条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域

密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第158条第5項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っている際における入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第169条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

緊急時等における対応方法

第178条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第183条第7項中「前項の」を削り、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

緊急時等における対応方法

第190条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第191条中「施行規則第17条の10に規定する」を削る。

第192条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第83条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第83条第7項に規定する」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項第4号中「医療法第7条第2項第4号に規定する」を削り、同項に次の1号を加える。

介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第200条第1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第192条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、本体事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものをいう。以下この章において同じ。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に、「)まで」を「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで」に改め、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、当該診療所が有する病床については、宿泊室と兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第203条中「第35条中」の次に「運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加え、「第90条、」を「第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、「第94条」とあるのは「第203条において準用する第94条」と、第90条並びに」に改める。

附則に次の2項を加える。

5 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われる

と認められるときは、置かないことができること。

生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

- 6 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第35号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「）の」を「）の」に改める。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第45条第6項の表の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項、第47条及び第61条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条中「及び第33条中」を「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条中「運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、」に改める。

第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条第2項中「前項の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第87条中「第33条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。